

イタリア
商標規則

1993年12月1日大統領令第595号により改正された1948年5月8日大統領令第795号

1993年3月13日施行

目次

第I部 登録に関する書類

第I章 出願一般

第1条

第2条 [削除]

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第II章 外国で取得した登録及び優先権のための書類

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第III章 願書の提出

第25条—第28条 [削除]

第 II 部 登録

第 I 章 審査及び遵守事項

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条—第 34 条 [削除]

第 II 章 証明の登録及び登録証明書

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 III 部 手数料及び払戻

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条 [削除]

第 43 条

第 IV 部 書類の記録

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 V 部 審判及び審判手続

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条
第 61 条
第 62 条

第 VI 部 閱覽及び公告

第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条

第 VII 部 国際登録

第 71 条

第 VIII 部 雑則

第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条

第 I 部 登録に関する書類

第 I 章 出願一般

第 1 条

[1] 1942 年 6 月 21 日勅令第 929 号(以下「商標法」と訳出する。)により，商標登録出願は，同一の商標を使用する意思のある個人・会社・協会又は非営利組織，若しくは団体に使用する複数の個人であるイタリア国民及び外国人がすることができる。

[2] 会社・協会又は非営利組織の出願には，その会社又は組織の名称及び登録事務所を表示しなければならない。

第 2 条 [削除]

第 3 条

[1] 願書には，次の事項を含まなければならない。

(1) 出願人及び代理人によるときにはその代理人の姓・名前・国籍及び住所。願書に表示した住所の変更はイタリア特許商標庁へ通知する。

(2) 商標の詳細の簡単な説明

(3) 商標が区別しようとする商品又はサービスの種類の表示

[2] 1 願書には，複数の登録の請求を含んではならず，更に複数の商標を含む 1 登録の請求も含んではならない。

第 4 条

[1] 願書には，保護の宣誓書を添付しなければならない。

[2] 上記の宣誓書には，次の事項を含まなければならない。

(1) 商標の記述で，その各部分の特徴を示すもの

(2) 宣誓書に添付する商標の見本

(3) 商標が区別しようとする商品又はサービスの表示

(4) ラベル・彫刻・レリーフその他として商標がその商品又はサービスに添付される態様の表示

第 5 条

色彩が商標の特徴となるときには，商標の説明には，白黒を含む 1 又は複数の色彩の参照を含まなければならない。

第 6 条

[1] 保護の宣誓書に添付する商標見本は通常の白地の紙上に機械的に表示できるものとし，その余白を含んで公式印紙付用紙より大きいものであってはならない。

[2] 商標見本には，その商標が区別しようとする商品又はサービスに関連する場合であっても，如何なる登録又は発明又は工業ひな形の特許に関する参照を含んではならない。

第7条

商標の保護の宣誓書は正本 3 通を作成して出願人又はその代理人が署名し、適切な印紙付用紙又は収入印紙が正規に消印されている同様の様式の様式の上記に明確かつ抹消不可能に記載又は印刷されていなければならない。

第8条

[1] 上記の保護の宣誓書に加えて、願書には次のものを含む。

(1) 第 38 条で規定する様式での手数料の支払の所定の領収証であって、正規手数料の支払を証明するもの

(2) 登録申立書に貼付する所定の収入印紙

(3) 商標のすべての部分を再生できる活字タイプ

(4) 活字タイプから再生し印紙を貼付していない副本 8 通、更に色彩の保護を要求するときには、保護の宣誓書に添付した商標見本と同一であって印紙を貼付していない追加の副本 8 通

[2] 代理人がいるときには、商標法第 77 条により、願書には委任状又は選任書を添付しなければならない。

第9条

団体商標登録出願のときには、第 4 条から第 8 条までに示す書類に加えて商標法第 2 条(2)に記載する団体の規約の写し 1 通を添付しなければならない。

第10条

活字タイプは、高さは基部を含んで 24 mmとし、幅及び長さはそれぞれ最低 15 mmであって 10 cmを超えない大きさとする。

第11条

[1] 商標登録の更新出願は、その登録の所有者又はその譲受人が行わなければならない。

[2] 出願には登録番号を表示し、更に最初に提出した証明書の有効期限の起算日及び更新証明書の番号を表示しなければならない。

[3] 更新出願は、所定手数料の支払の受領書を伴い、出願時の 10 年の期間の満了直前の 12 月以内に行わなければならない。

[4] 上記期間の満了後は、追加手数料の支払を条件として、更に 6 月以内であれば登録の更新出願を行うことができる。

第12条

[1] 商標法第 5 条により商標の変更又は更に補正を行うことを希望する者は、最初の登録出願時に要求された様式で更新出願を行う。出願には第 4 条、第 8 条及び第 9 条で規定する書類を添付する。

[2] 原商標を複数の者が所有しているときには、他の者を代表する 1 名が更新出願を行うことができる。

第 13 条

第 26 条の規定に該当する場合を除き、出願時に書類が欠落しているときには、その欠落している書類は出願日から 2 月以内に補充することができる。

第 14 条

選任書には出願人が署名を行い、更に選任された者の署名も添える。

第 15 条

包括委任状を提出した代理人は、同一出願人の名義で行うその後の登録出願にその委任状を援用できる。

第 II 章 外国で取得した登録及び優先権のための書類

第 16 条

[1] 何れかの者が、その者又はその譲受人が外国で取得した同一商標の先行登録をその者の商標登録について言及するときには、その外国登録の日付及び参照番号を表示した宣誓証明書を添付しなければならない。

[2] 外国登録が第三者の名義で行われているときには、出願人はその商標を移転する権原を有している証明を提出する。

第 17 条

[1] 外国で最初に行われた出願を根拠に優先権を主張するときには、その外国に提出した商標の複製を含む書類及び、商標が関与する商品の一覧であって出願人名・出願日を表示したもの、更に商標が登録されているときには商標登録番号及び登録日を表示したものを、現在有効である国際条約に従い優先権主張を行う願書に添付する。

[2] 外国での出願を他人が行ったときには、出願人はその商標を移転する権原を有している証明を提出する。

第 18 条

[1] 第 16 条及び第 17 条で規定する書類には、イタリア語の翻訳文を添付しなければならない。

[2] イタリア特許商標庁は、その書類を作成した国の外交又は領事権限を有する者又は公認の翻訳者が証明した翻訳文を要求することができる。

[3] 証明書は、工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国の官庁の長官又は代表者が翻訳し発行した証明書と同様に認証が免除され、その発行官庁の公式印又は証明を有する公式刊行物に置き換えることができる。

[4] 出願人は、上記翻訳文と原文とが厳格に一致している責任を有する。

[5] これらの外国の書類及びその翻訳文はすべて、現行の規定に従い印紙を貼付しなければならない。

第 19 条

優先権の主張は、工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国の 1 で最初に行った出願について言及する。

第 20 条

[1] 同一の商標の様々な部分について外国で異なる日に個別の出願が行われ、これらの部分について優先権の主張を希望するときには、それらが一体として単一の商標を構成する場合でも、各部分について個別の出願を行わなければならない。

[2] 1 出願が、同一の商標の異なる部分についての複数の登録又は出願についての主張を含むときには、商標法第 27 条は個別の新規出願にも適用する。

第 21 条

[1] 博覧会で展示された商品又はサービスに関する資料に貼付された新規な商標の仮保護を認める省令が施行されており、当該仮保護についての優先権を商標法第 6 条及び第 7 条に従い主張しているときには、出願人は、所定の印紙付用紙でその証明書を作成し、その博覧会の執行委員会又は管理委員会、若しくは代表事務所が認証しかつ発行したものを、登録願書に添付しなければならない。

[2] 証明書には、次の事項を含む。

(1) 博覧会主催者の姓、名前、住所

(2) 商標を貼付した商品又は資料が博覧会のために引渡された日

(3) 商標が、文字・図形又は標識からなるか否かを特定し、その商標が他と区別できる特徴を指摘した、商標の簡単な説明

[3] 可能であれば、証明書には商標見本を貼付しなければならない。

[4] 博覧会が外国で開催されるときには、[1]で規定する組織に対応する組織が発行した前記証明書は、管轄イタリア領事機関が証明し、更に外務大臣が認証しなければならない。

第 22 条

外国で行った登録出願の優先日は、商標法第 7 条(2)に従い外国で開催された博覧会のために規定する特別期間が経過した後であっても、主張することができる。

第 23 条

登録出願人が出展者でないときには、出願人はその商標の移転を認める権原を取得している証明を提出する。

第 24 条

[1] 優先権の主張は、登録願書に明示しなければならない。

[2] 出願日から 6 月以内に所定の様式で規定の書類を提出しなかったときには、場合によっては優先権を明記せずに登録を認める。

第 III 章 願書の提出

第 25 条—第 28 条 [削除]

第 II 部 登録

第 I 章 審査及び遵守事項

第 29 条

出願人は、審査中でありかつイタリア特許商標庁が登録査定に至る前であればいつでも、その出願を取り下げることができる。

第 30 条

[1] イタリア特許商標庁が登録を認める前であれば、出願人は欄外の注釈に署名することにより、原出願の保護の宣誓書の公式訂正を行う権利を有する。

[2] 上記の保護の宣誓書の補正の請求は、理由を伴わなければならない。

[3] 本件についてイタリア特許商標庁は、適切な様式を必要に応じて予告する。何れの場合でも、補正書類は第 33 条で規定する期間内に特許商標庁へ返送しなければならない。

第 31 条

保護を請求する範囲をより明確に定めるために必要であってイタリア特許商標庁から要求があれば、出願人はその願書又は書類を補充又は訂正する。

第 32 条

登録更新の出願人が原登録の所有者の譲受人であるときには、その資格を証明しなければならない。

第 33 条－第 34 条 [削除]

第 II 章 証明の登録及び登録証明書

第 35 条

[1] 商標登録証明書の原本は、イタリア特許商標庁の長官又は長官が指名する職員が署名する。

[2] 最初の出願登録証明書には、次の事項を含む。

(a) 登録の連続番号

(b) 出願を行った官庁及び出願の日付、及び出願の連続番号

(c) 出願人の姓、名前、居所及び住所及び、出願人が法人、協会、非営利組織のときには、その名称及び所在地

(d) 商標見本

(e) 商標が区別する意思がある商品又はサービスの一覧

(f) 本国で取得した原商標登録若しくは外国で行った原出願の詳細

(g) 博覧会での仮保護についての優先権を主張しているときには、商標法第 7 条最終項で規定する詳細

(h) 商標の登録日

[3] 登録証明書の原本には、商標法第 49 条に示す書類及び同第 76 条で規定する変更を記載しなければならない。

第 36 条

更新証明書の原本には、第 35 条[2](a), (b), (c)及び(h)で規定する事項に加えて、最初の登録の詳細及び更新の連続番号を含まなければならない。

第 37 条

[1] 第 35 条[2]で規定する詳細事項は、最初の出願証明書の原本に記録する。

[2] 商標法第 5 条及びこれに続く補正によって商標が変更されたときには、最初の出願又は更新証明書に保護の宣誓書の写しを添付する。

第 III 部 手数料及び払戻

第 38 条

[1] 所定の手数料は、収入印紙を除き、政府手数料及び課徴金のための特別な様式でローマ登録局名義の適切な当座預金口座に郵便為替で納付する。

[2] 削除

第 39 条

産業通商工芸省・イタリア商標特許庁宛の普通郵便為替又は電信為替での納付も認める。送付する者は、通常郵便為替でこれらの省庁へ送付する場合には必ず書留郵便とする。産業通商工芸省は、ローマ登録局の地方収税官を受取人とするよう、通常郵便為替又は電信為替に裏書する。

第 40 条

[1] 納付の理由及び納付者の名前及び住所は、第 38 条で規定する当座預金口座への納付の様式を受領書に明確に表示しなければならない。

[2] 通常の郵便為替又は電信為替で納付を行ったときには、上記の表示は適切な受領書又は電信の文面に記載しなければならない。

第 41 条

[1] 第 38 条から第 40 条までの規定を満たしたときには、郵便当座預金口座サービスで行った納付は次の日付に行われたものとする。

(1) 支払額を郵便局で直接納付したときには、その納付の日

(2) 支払額を他の郵便当座預金口座へ郵便振替で行ったときには、その引出人の郵便口座に振込があった日

[2] 第 40 条の規定を満たしたときには、[1]の規定は郵便又は電信為替で行った納付にも適用する。

第 42 条 [削除]

第 43 条

[1] 商標法の規定に該当するときには、手数料の払戻は産業通商工芸省が行う。この払戻は出願手数料については適用せず、同手数料は払戻対象外となる。

[2] 産業通商工芸省が行い処分が確定した拒絶出願又は産業通商工芸省が許可した不服申立に関する払戻手数料に関しては、職権で行う。これ以外の場合には、利害関係を有する者が適切な印紙付用紙で作成した請求を行ったときに払戻を認める。

[3] 払戻は登録証明書原本に記載し、更にそれが取下又は拒絶出願に関するものであるときには、その願書自体にも記載する。

第 IV 部 書類の記録

第 44 条

[1] 商標法第 49 条に基づく書類又は決定の記録の申請書は、収入印紙に関する規定に従い 2 部作成する。

[2] 申請書には次の事項を含む。

- (1) 申請者及び該当する場合にはその代理人の姓・名前・住所
- (2) 登録所有者の姓及び名前，更に登録の番号及び日付
- (3) 記録すべき書類の日付及び性格，更に公式証書の場合には，それを受理した公証人の名前
- (4) 記録すべき書類を特定する表示

[3] 削除

第 45 条

[1] 前条で規定する記録の申請書には，次のものを添付する。

- (1) 登録を管理する法律に適合した，記録すべき法的文書
- (2) 所定手数料の支払を証明する受領書

[2] [1]で規定する書類がイタリア語以外によるものであるときには，その書類を作成した国の外交又は領事権限を有する者又は公認の翻訳者が証明したイタリア語翻訳文を添付する。

[3] 代理人がいるときには，正式な委任状又は選任書も添付する。

第 46 条

登録証明書原本は，各記録について次の事項を表示する。

- (1) 申請の提出日。これを記録日とする。
- (2) 承継人の姓，名前，住所，若しくは会社又は非営利組織のときには取引名称及び登録所在地，更に該当すれば，代理人の姓，名前及び住所
- (3) 記録の目的である権利の性格

第 47 条

商標法第 49 条で規定する書類及び決定，更に出願後未許可の登録に関する書類及び決定は，その申請書に記録する。ただし，登録の許可があったときには登録証明書原本に記載する。

第 48 条

[1] イタリア特許商標庁は，記録が行われた宣言とともに，その申請書の写しを申請人へ返送する。

[2] 記録のために提出した書類及び決定は特許商標庁に保管する。

第 49 条

商標法第 60 条(3)に従い特許商標庁が受領した判決は，当該商標の事件簿に含める。無効又は失効を宣言する決定は登録証明書原本に記録し，発明特許意匠商標公報に公告する。

第 50 条

- [1] 記録の抹消申請は，記録の申請と同一様式で，同一の手続によって行う。
- [2] 抹消は，欄外付記によって行う。

第 V 部 審判及び審判手続

第 51 条

[1] 1939 年 6 月 29 日勅令第 1127 号(以下「特許法」と訳出する。)第 71 条で規定する審判部は、審判部を設置する同勅令又は個別の勅令で任命された構成員からなる事務局が補佐する。

[2] 上述の事務局の構成員は、イタリア特許商標庁の職員から選出する。

第 52 条

[1] 商標法で規定する審判は、前条[2]で示す特許商標庁に提出するか、若しくはイタリア特許商標庁内の審判部の事務局へ書留郵便で直接送付する。

[2] 審判の原本には印紙を貼付しない用紙の副本 3 部を添付する。ただし、審判部事務局は利害関係人から写しを更に要求できる。

第 53 条

審判部長は、審判ごとに報告者を任命し、技術的問題があったときには更に、審判部長は関連する技術専門者から選任した 1 又は複数の補助報告者を任命することができる。

第 54 条

[1] 審判部は、審査が適当でありその様式に見合うとみなすときにはいつでも、審査に附すよう決定できる。

[2] 審査において、審判部長又は部長が任命した報告者は、疎明を得るために当事者を審問できる。

第 55 条

審査の必要がないとき、若しくは審査が終結したときには、審判部長は審判部で審判を審議する日程を定める。

第 56 条

審判部の審議は、評決権を有する構成員の過半数が出席したときにのみ有効とする。

第 57 条

[1] 審判請求人は、十分な期間内に適切な請求を行い、如何なる場合でもその請求がその審判の審議の少なくとも 3 日前に行われていれば、その審判の理由を口頭で説明する権利を有する。ただし、審判請求人がその審判について定めた日時に出席することを条件とする。当該日程は、審判部事務局が十分な期間内にその審判請求人に通知する。

[2] 審判請求人は、弁護士及び技術専門者が補助することができる。

第 58 条

[1] 審議を始めたときには、最初に報告者が審判についての報告を行う。

[2] 続いて当事者又はその代理人が自らの説明を行い、審判部の構成員が要求したときには、

イタリア特許商標庁長官又は長官が指名したイタリア特許商標庁の職員が、要求のあった情報及び文書を提示する。

第 59 条

[1] 利害関係人は何れも、審判部の審議が終了する前に、審判部へ説明報告書を提出することができる。

[2] 最終決定に影響を及ぼす可能性がある新たな事実が審議の間に判明したときには、当事者に通知する。

第 60 条

審判部は、如何なる場合でも審議の終了を又は審査に更に附すよう決定することができる。

第 61 条

[1] 審判請求人の退場を待って、審判部は決定を行う。

[2] 報告者又は審判部のその他の構成員は、決定を起草する責任を有する。

[3] 審判部事務局は、利害関係人又は該当するときにはその代理人に書留郵便で決定を通知する。決定の要旨は発明特許意匠商標公報に公告する。更に審判部は、一般原則に関するものであり当該公告が何れの権利も害さないものであるときには、当該公告に決定の全文を公告するよう命じることができる。

[4] 審判請求人は如何なる時でも、その者が負担すれば、所要の収入印紙及び事務手数料を支払うことによって決定の写しを入手することができる。

第 62 条

[1] 産業通商工芸省は商標登録に関する一般原則についての論点及びこれに関する他の論点について、審判部に対し意見を求めることができる。

[2] 審判部長は、特許法第 71 条で規定する者に加えて、その他の技術専門者に審問できる。

第 VI 部 閲覧及び公告

第 63 条

公衆は、所定の印紙付用紙による請求書の提出及び調査手数料を特許商標庁に納付することを条件として、登録証明書の閲覧を行う権利を有する。公衆は更に、同様の方法で所定の手数料を納付することによって、登録出願及びこれに関連する文書を閲覧することができる。

第 64 条

[1] 特許商標庁は、商標の願書及び保護の宣誓書の写し 1 通、更に商標の登録に関するその他のすべての文書を、公衆の閲覧が可能とする。

[2] 前条の規定は、当該証書及び文書の閲覧にも適用する。

[3] 閲覧手数料の支払を条件として、公衆は同様の方法で外国で出願した優先権について願書に添付した外国登録に関する書類及びその他の権利に関する書類の閲覧を行うことができる。

第 65 条

[1] 特許商標庁長官は、願書及び保護の宣誓書、更にその他の書類について、所定の印紙付用紙で請求した何れかの者に複写をする権限を与えることができる。ただし、公衆が入手できる複写による侵害又は毀損を避けるために長官が必要とみなす注意を払うことを条件とする。

[2] 公衆が入手できる同一性の証明書の写しを請求するときには、所定の収入印紙を貼付しなければならない。

[3] 上記の規定に拘らず、産業通商工芸省は、上記の証書及び書類の写真製版を含む複写及び複製を、イタリア特許商標庁の独占的業務とし、更に事務手数料の支払を条件とするよう規定できる。

第 66 条

認証付謄本及び登録証明書の記録からの抜粋及びその他の記録からの抜粋に関する証明は、登録原本の複製と同様に、イタリア特許商標庁が独占的に作成し、この作成は、複写又は抜粋を要求する登録番号を記載した所定の印紙付用紙を作成し、事務手数料を特許商標庁に提出した請求を待って行う。収入印紙に関する法律の規定は、当該複写又は抜粋、更に登録証明書及び複写にも適用する。

第 67 条

商標法第 79 条で規定する写しの認証は、印紙付用紙ごとに事務手数料を特許商標庁に納付することを条件とする。

第 68 条

[1] 本規則に規定する手数料の額は、産業通商工芸大臣が財務大臣と合意した命令によって定める。

[2] イタリア特許商標庁が行った写し及び写真製版の料金も同様に定める。

第 69 条

- [1] 分類ごとの商標登録及び記録は、発明特許意匠商標公報に少なくとも月に 1 度公告することによって行う。
- [2] 当該公告には、商標の複製に加えて、登録の証明書に含まれる基礎的事実及び保護の宣誓書、更にそれぞれの記録の申請を含む。
- [3] 公報には更に、登録によって保護する商標の分類別索引及び許可された登録所有者のアルファベット順索引を含むことができる。
- [4] 公報には更に、ジュネーヴの世界知的所有権機関が発行する公報である「国際商標」を参照して国際登録された商標の詳細を掲載することができる。同公報には、当該商標に関する情報及びその公告が受理された旨を含む。

第 70 条

- [1] 発明特許意匠商標公報の各号は、産業通商工芸省が作成した一覧に掲載された官庁及び組織に無料で交付する。
- [2] 公報は更に、交換を条件として他の国の特許庁にも送付する。
- [3] 国際登録された商標に関する言及を含むジュネーヴの世界知的所有権機関が発行する「国際商標」の公報は、交換は条件とせずに、[1]に規定する公告を受理する官庁及び組織に送付する。

第 VII 部 国際登録

第 71 条

1902 年 12 月 28 日勅令第 561 号で認める規則の規定は、商標法及び本規則を除き、別段の定がない限り有効とする。

第 VIII 部 雑則

第 72 条

[1] 産業通商工芸大臣は、商標登録に関して作成しなければならない願書及びその他の書類の基準となる様式を作成するよう命じる権利を有する。

[2] 願書又はその他の書類が前項で規定する様式に適合しないときには、利害関係人は願書又は書類を満たす又は明記するよう要求される。

第 73 条

[1] 博覧会を開催する者は、その博覧会の開催の少なくとも 3 月前に、商標法第 6 条で規定する商標の仮保護を取得するために、所定の印紙付用紙での申請書を産業通商工芸省に提出する。

[2] 上述の仮保護を認可する省令は、博覧会の開催前にイタリア共和国官報に公告する。この省令は発明特許意匠商標公報に公告する。

[3] 上述の仮保護は、1 申請によって、更に工業発明及び工業ひな形及び同博覧会に展示した商品又はサービスに貼付した商標についての 1 命令で認められる。

第 74 条

[1] イタリア特許商標庁と公衆との関係に関する 1884 年 10 月 23 日勅令第 2730 号及び 1914 年 5 月 8 日省令は、別段の定がない限り、商標法及び本規則に反さないことを条件として有効とする。

[2] 第 68 条に規定する省令の施行前には、事務手数料及び複写及び写真製版についての現行では有効な規定を有効とする。

第 75 条

[1] 商標登録事項に関する限り、本規則を認める省令第 2 条に規定する日付を以って次の法令を廃止する。

(1) 商標及び製造業者の商標に関する 1868 年 8 月 30 日法律第 4577 号施行規則を認める 1913 年 3 月 20 日勅令第 526 号

(2) 工業所有権登録及び製造業者の商標の登録のために外国の出願人が提出した書類及びその外国での優先出願に起因する権利の認可を規定する 1921 年 10 月 21 日省令

[2] 本規則に反するその他何れの規定も、同日付で廃止する。